

# 議会の動き

## 第2回臨時会

4月28日、会期1日間で開催

### 固定資産評価審査委員会委員の選任

本年4月12日に本郷良一氏が辞任したことにより、新たに土肥隆則氏を選任することについて、議会の同意を得ました。(任期は平成24年12月13日まで)

### 固定資産評価員の選任

本年4月1日に所管課長の異動があったことにより、市固定資産評価員(無給)の任命替えを行うことについて、議会の同意を得ました。

### 可決された議案

■歌志内市財政課長  
森脇正志(56歳)

■歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定について  
■歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

これら2議案は、地方税法等の一部改正に伴い、関係条文の整備を行いました。主な改正内容は次のとおりです。

▼市民税  
給与所得者と公的年金等受給者の方は、平成23年1月1日から扶養親族申告書の提出が義務づけられます。

▼市たばこ税  
本年10月1日から、次のとおり税率が引き上げられます(各1,000本当たり)。

▽一般銘柄 3,298円から4,618円に

▽旧3級品 1,564円から2,190円に

▼国民健康保険税  
本年度から、医療分の課税限度額が47万円から50万円に

### 行政報告

後期高齢者支援金分の課税限度額が12万円から13万円に引き上げられました。

また、倒産などにより離職された方の所得額の取扱いの特例が設けられましたが、この詳細については次のページをご覧ください。

■株歌志内ショッピングセンターの解散について  
3月25日、商工会議所において株歌志内ショッピングセンターの臨時株主総会が開催され、昨今の厳しい経済情勢により新たな出店は断念せざるを得ないとの判断から、会社の解散について提案がありました。

各株主ともこれを承認し、3月25日付けでの解散が決議されました。

本市としては、市民生活の利便性を第一に考え、商工会議所等関係機関と連携しながら後継テナントの確保に向けて協力を行ってきたところですが、たいへん残念な結果となりました。

## 老齢基礎年金の

# 繰上げ・繰下げ請求

老齢基礎年金は、本来65歳から受け取れますが、希望によって65歳より早く繰上げて、または、66歳より遅く繰下げて受け取ることが出来ます。

その際は、基本額および付加年金の額に、受給開始月に応じた率を掛けた額が減額または増額されて支給されます。増減の率については、次のとおりです。

〈戸籍年金グループ ☎ 4233217〉

### 繰上げ受給時の減額率

繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数に、0.5%を乗じた率です。誕生日に請求した場合、各年齢での減額率は次表のとおりです。

満年齢	減額率
60歳	30%
61歳	24%
62歳	18%
63歳	12%
64歳	6%

満年齢	増額率
66歳	8.4%
67歳	16.8%
68歳	25.2%
69歳	33.6%
70歳	42%

### 注意事項

①繰上げ受給したときの減額率は、変更できません。  
また、障害基礎年金、寡婦年金も請求できません。

②繰下げ請求では、老齢基礎年金の振替加算額は増額されません。

### 問い合わせ

砂川年金事務所(☎522-2144)へ。

### 繰下げ受給時の増額率

65歳になる月から繰下げ請求月の前月までの月数に、0.7%を乗じた率です。誕生日に請求した場合、各年齢での増額率は次表のとおりです。

# 倒産などにより離職された方

# 国保税を軽減します

本年度から、倒産や解雇、雇い止めなどにより離職された方の国民健康保険税を軽減します。

対象者や軽減の内容などについては次のとおりです。

〈税務グループ ☎ 4253214〉

## 対象となる方

離職の日の翌日から、次より求職者給付を受ける方。

①雇用保険の特定受給資格者  
▽例：倒産・解雇などによる離職

②雇用保険の特定理由離職者  
▽例：雇い止めなどによる離職

※雇用保険受給資格者証の離職理由が一定の要件に該当する方が対象となります。  
高年齢受給資格者及び特例受給資格者の方は対象となりません。

## 軽減額など

国保税の軽減判定や所得割の計算において、前年の給与所得を100分の30とみなします。

## 軽減される期間

離職日の翌日から翌年度末までの最大2年間で軽減対象期間となります。

また、昨年3月31日以降に離職された方も、平成22年度分に限り軽減の対象となります。



軽減を受けるには  
届け出が必要です

軽減を受けようとする方は、ハローワーク発行の雇用保険受給資格者証を持参のうえ届け出を行ってください。  
もし届け出が遅れても、さかのぼって軽減を受けることができます。  
くわしくは税務グループへ問い合わせください。

## 誕生日に

# ねんきん定期便が届きます

日本年金機構では、国民年金・厚生年金加入者の皆さんへ「ねんきん定期便」を毎年の誕生日にお送りしています。

■ねんきん定期便の主な内容

- ①現在までの年金の加入状況
- ②これまでに納めた年金保険料の額
- ③月ごとの年金保険料の納付状況
- ④加入実績に応じた年金の受給見込額

この定期便で、ご自身の年金記録を確認し、記録にもれや誤りがあったときは、同封の回答票で回答をお願いします。

■問い合わせ ねんきん定期便専用ダイヤル ☎ 05705058555へ。

# ブランコ毛虫が

## 大量発生しています！

環境交通グループ  
(☎42~3217)

昨年のマイマイガ大量発生により、ブランコ毛虫が大量に発生しています。

毛虫は、小さなうちは市販の殺虫剤で駆除できますが、体長が大きくなるにつれて効果が薄れていきます。また、

駆除を行っても風に乗って分散することから、完全な駆除を行うことは困難です。

### ■毛虫の防除対策

- ▽市販の殺虫剤を散布する
- ▽洗濯物を取り込むときは、毛虫がいないか確認する
- ▽孵化前の卵塊を見つけたときは、除去して土の中に埋める

※毛虫や卵塊を駆除するとき は、ゴム手袋などを使用し、直接触れないでください。

設置しましたか？

# 住宅用火災警報器

住宅用火災警報器は、平成23年5月31日までに全ての住宅に設置することが義務付けられています。

期限までちようどあと1年となりました。まだ設置が済みでない方は、早めに設置を済ませましょう。

〈消防本部予防・保安グループ ☎ 42-3255〉

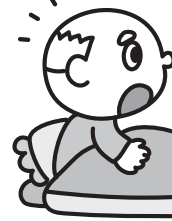
## 地区別の設置率

市営住宅を除く、昨年11月末の設置率は次のとおりです。

- ▽上歌 87・5% ▽本町 27・4%
  - ▽歌神 28・0% ▽神威 36・1%
  - ▽中村 36・7% ▽文珠 31・8%
- ※東光は市営住宅のみ。

## 未設置の方へ

皆さんのたいせつな生命と財産を火災から守るため、設置期限を待たず早めに住宅用火災警報器を設置しましょう。  
※市営住宅は市が設置します。



# 危険物安全週間

6月6日から12日まで

危険物事故は瞬間 無事故は習慣

石油類をはじめとする危険物は、私たちの生活に深く浸透しており、その安全確保の重要性はますます増大しています。危険物安全週間は、これら危険物の保安に対する意識を高め、知識と理解を深めることで事業所やご家庭での安全管理体制の強化を図ることを目的としています。

〈消防本部予防・保安グループ ☎ 42-3255〉

## あなたの家の

### 灯油タンクは大丈夫!?

ここ数年、灯油をはじめとする危険物の流出事故が増えています。

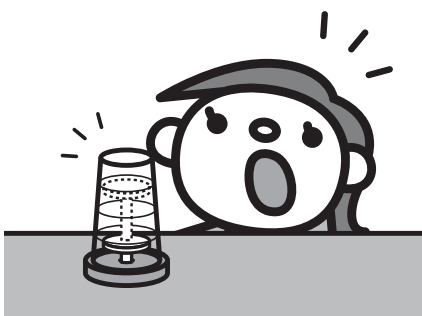
家の周りなどで灯油の臭いがしたり、灯油タンクへの給油量がいつもよりあきらかに多いと感じたりした場合は、業者に点検を依頼しましょう。

### 流出事故を防止するには

① 灯油タンクにさびが出てきたときは、きれいに落とし、さび止め塗装をしましょう。

② 日ごろから灯油タンクの残量を把握し、流出の早期発見に努めましょう。

③ 定期的なタンクや配管などを点検しましょう。



# ガンリン携帯缶を確認してください！

今年販売されたガンリン携帯缶で、ガンリンが漏れる事故が発生しています。

2月以降にガンリン携帯缶を購入された方は、次のとおり「品番」「ロットNo.」をご確認ください。

▼品番 TU-20 (20リットル缶)

▼ロットNo. 100121

(製品本体底部に記載)

## 問い合わせ先

該当製品をお持ちの方は、購入店または次の連絡先へお問い合わせください。

▼ユニオン産業株式会社「お客様相談室」 ☎ 0567-3252881



対象製品 「TU-20」

## ラベルの拡大



# 気象警報・注意報は

# 市町村単位で発表します

気象庁

気象庁では、本年5月から大雨や洪水などの警報・注意報について市町村を対象区域として発表しています。これまででは、災害発生のおそれがある場合「空知地方」または「中空知」に対して警報・注意報を発表していましたが、今後は「歌志内市」を明示して発表します。

## インターネットや

## 携帯電話で

インターネットや携帯電話などは、近年普及が進み、有効な情報入手手段の一つとなってきました。

気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターの携帯電話用ホームページでは、各市町村等を対象とした警報や注意報の内容を確認することができます。

▼気象庁ホームページ (http://www.jma.go.jp/)

## テレビやラジオでは

テレビやラジオで警報などが放送されるときは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおりの地域名で放送される場合があります。

## 竜巻や雷の

## 即時的予報を開始

刻々と変化する気象状況に基づき即時的に行う予報（ナウキャスト）として、竜巻などの激しい突風の発生する可能性を表す「竜巻発生確度ナウキャスト」と、雷の激しさを表す「雷ナウキャスト」の予報を開始します。気象警報・注意報などと組み合わせ、有効にご活用ください。

# 6月1日は電波の日

携帯電話や人命にかかわる消防・防災無線など、電波の利用は社会生活に必要不可欠なものです。不法無線局や違法な外国規格無線機の使用が社会的な問題を発生させています。

総務省では、電波利用環境保護のたいせつさを訴えるため、6月1日の電波の日から10日間を「電波利用環境保護周知啓発強化期間」と定め、全国的な啓発活動を展開しています。〈北海道総合通信局〉

## 電波利用に関する

## 問い合わせ



電波利用についての相談などは、北海道総合通信局へお問い合わせください。

▼所在地 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎

▼電話番号 011-709-550

① 不法無線局、通信・妨害電波の安全性 ☎011-737-0099

② テレビ、ラジオの受信障害 ☎011-737-0033

③ 電話、インターネットに関する ☎011-709-6000

する相談 ☎011-709-3956

④ 電波利用料に関する ☎011-709-6000

⑤ その他行政相談に関する ☎011-709-550

▼電話受付時間 8時30分～12時、13時～17時（土・日・祝日を除く）

▼電子メール soudan-ho@kaido.soumu.go.jp

▼ホームページ http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/